# 領事出張サービス利用要領 《 ミシガン州バトルクリーク市 》

## ~ 2026年1月22日/於 Battle Creek 近郊, MI ~

当館では、遠隔地にお住まいの皆様への行政サービスの一環として、領事出張サービスを実施しております。今次、ミシガン州バトルクリーク市内において、下記要領のとおり領事出張サービスを実施いたします。

#### 実施日時

2026年1月22日(木)  $13:00 \sim 15:30$ 

### 会 場

DoubleTree by Hilton Battle Creek Meeting room

住所: 50 Capital Ave SW, Battle Creek, MI 49017

※ホテルの駐車場をご利用いただけますが、**駐車料金が別途かかります**のであらかじめご了承ください。

#### 実施項目

◇ 旅券(パスポート)の申請(申請書類一式を会場で提出)	p. 2.3
◇ 旅券の交付	p. 2.3
◇ 在留証明、署名証明の申請	p. 3.4
◇ 英文身分事項証明(英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など)の交付	p. 4.5
◇ 旅券所持証明の交付	p. 5
◇ 国外転出者向けマイナンバーカードの交付	p. 6
◇ 在外選挙人名簿登録の申請	p. 6 . 7

#### 申込要項

領事出張サービスの利用を希望する方は、下記実施項目の締切日までに、事前申込を行ってください。 事前申込なく当日来場されても、対応しかねますので御注意ください。

## ◇旅券(パスポート)の申請と交付

2025年3月24日から、新しく人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始され、それに伴い、新旅券は日本国内で作成され当館まで配送されることになりました。このため、申請から受け取りまでは、以前よりも時間を要し、1カ月ほどかかります。また申請受理時は交付可能日が未定となります。

このため、今後は締切日までに申請していただいても、必ず領事出張サービス会場での新旅券交付を確約できるものではないことをご了承いただいた上で、ご申請ください。締切日までに申請し、日本から当館に旅券が届き交付準備が整った旨の Email 通知を 2026 年 1 月 15 日 (木) までに受け取られた方が、対象となります。

### 1. 旅券の申請

領事出張サービスで新旅券を受け取るには、下記の締切日までにオンラインもしくは当館窓口にて書面申請を行ってください。必要書類は以下の青字をクリックしWebページを参照してください。

【オンラインによる申請の場合(出張サービスでのお受け取り)】←クリックしてください。

## 申請締切日: 2025 年 11 月 30 日(日) オンライン申請分まで

- ■申請受理後は、自動通知メールを確認ください。申請受理の日時が記載されています。
- ■データ補正が必要となるケースがほとんどです。 1 週間以内には補正依頼の通知メールを送りますので受信状況に留意ください。補正作業が完了しないと、審査が進まず、発給作業も遅れることになります。
- ■審査が終わると、東京で旅券作成が行われ、当館に配送されます。届いたら通知メールが送られます。

1月15日(木)までに何らかの交付案内メールを受信しない場合は、後日当館でお受け取りいただくことになります。あらかじめご了承ください。

【窓口での書面申請の場合(出張サービスでのお受け取り)】←クリックしてください。

# 申請締切日: 2025 年 12 月 3 日 (水) 窓口申請分まで

- ■来館前に Email (または電話) にてご予約ください。
- ■申請を受理しますと「受理票」を窓口でお渡しします。必ず係員へバトルクリーク出張サービス 会場で受け取り希望される旨を申し出てください。
- ■東京で旅券作成が行われ、当館に配送されます。届いたら交付案内メールまたは電話連絡を行います。連絡を受けていない場合は、後日当館でお受け取りいただくことになります。

有効旅券のお持ちの方は、郵送申請ができません。初申請、失効後の新規申請の方は、旅券係へ Email にてご相談ください。

### 【出張サービス会場での書面申請の場合(当館窓口でのお受け取り)】

2026年1月16日(金)までに、①旅券番号②氏名③生年月日の必要情報を Email にてお知らせください。来場予約を承り、ご持参いただく書類をご案内いたします。

## 2. 新旅券の交付(受け取り)

# 【2026年1月15日(木)までに交付準備が整った方が対象です】

新生児も含め、旅券名義人であるご本人が旅券を受け取りに来場ください。保護者であっても代理受領はできません。当日持参するものは、窓口申請時にお渡しする「受理票」、または当館からの Email をご覧ください。

【手数料】 出張サービスでは、事務所の外で多額の現金が集まるのを避けるため、Money Order, Company's Check, Cashier's Check のいずれかでの支払いに協力いただける方が対象です(現金での支払いは不可とします)。申請時に支払うことはできませんので、必ず会場でお受取りの際に持参ください。オンライン申請をした方は、通知メールにクレジットカード登録の入り口がありますが、領事出張サービス会場では電子決済は行えませんので、クレジットカード登録を行わないでください。令和7(2025)年度(2025年4月1日~2026年3月31日) の旅券手数料はこちらで確認いただけます。

連絡先(旅券係) Email: passport@dt.mofa.go.jp TEL:313-567-0120 (內線 216)

# ◇ 在留証明、署名証明の申請

- ※ 証明業務は、原則、オハイオ州とミシガン州ご在住者が対象です。それ以外の方は、当館まで事前に ご相談ください。
- ※ 令和7年5月27日から、「在留証明」についてのみ、オンライン申請した証明書をオンラインで受け 取ることができる「e-証明書」が開始されました。詳しくは、こちらをご確認ください。

# 1. 事前連絡 (2026 年 1 月 8 日 (木) 締め切り)

次の情報を当館まで Email にてご連絡ください。申請書と当日ご持参いただくものなどの案内をお送りします。

- (1)申請者氏名
- (2) 申請予定の証明書の種類、形式、及びおおよその必要枚数 (例:署名証明 形式 2 (単独形式)を3通、在留証明 形式 1 を 3 通)
- (3) 日本から送られてきた署名すべき書類の有無
- (4) 用途(例:不動産手続きのため、相続手続きのため、等)
- (5) 日中の御連絡先:お電話番号 Email アドレス
- (6) 領事出張サービス開催中のご来場可能なお日にち

連絡先(担当)Email: shoumei@dt.mofa.go.jp TEL: 313-567-0120 (内線 215)

- 2. 領事出張サービス当日: 申請手続き<mark>(予約制)</mark> 事前に必要書類一式をご準備のうえ、当日ご持参ください。原則、申請者ご本人が会場へお越しくださ い。
- 3. 当館による証明書の作成、および交付

領事出張サービスで受けた申請案件は、後日、当館にて証明を作成し申請者へ送付します。発送までの所要時間は、 $5\sim10$ 業務日を目安としてください。遅配・不達等、当館外で発生した問題に対しては、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、証明書を送付する際に使用する封筒は、申請者の方にご準備いただきます。(申請の際に、他の書類と併せてご提出ください。) 郵便局、FedEx などでご用意いただきますが、送料は、申請者の方のご負担となります。詳細は、申請書とともに Email にてご案内します。

### 【証明書の種類】

A. 在留証明: 在留証明には、2 つの形式があります。

形式1: 日本の住民票に代わる書類としての書式(一個人の米国での現住所のみを証明)

形式2: 次のaやbに該当する場合などは、形式2の在留証明が適切かと思われます。

- **a.** 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。(日本での受験の際、米国滞在が合計何年になるかを証明する必要がある場合など)
- b. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。
- B. 署名証明: 貼付形式と単独形式の2種類があります。

形式1 (貼付形式): 委任状、契約書、遺産分割協議書など署名を必要とする書類を会場へご持参いただき、当館職員立ち会いの場で、ご本人にご署名と拇印をいただきます。これらの書類に、後日、当館事務所にて、「この書類に署名と拇印を押したのは、〇〇△△さんご本人です。当館職員がその場に立ち合い、確認しました。」という意の証明書を貼り付け、お返しします。

形式 2 **(単独形式)**: 当館から持参する所定の書式に申請人のご署名と拇印をいただき、「この署名の筆跡と拇印は、○○△△さんのものです。」と証明します。

- ◇ 身分事項証明(英文の出生・婚姻証明など): 証明書を受け取るまでの流れ
  - 1. 申請手続き(2026年1月8日(木)締め切り)

<u>こちら</u>を参照の上、必要書類を当館まで Email に添付してお送りください。 出張サービス会場で交付希望の方は、証明のオンライン申請を行わないでください。

連絡先(担当)Email: shoumei@dt.mofa.go.jp TEL: 313-567-0120 (内線 215)

2. 申請受付確認 (当館からの連絡メール)

当館で申請を受け付けた旨、確認の Email を申請者の方へ送信します。

申請書類提出から1週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り (予約制)

来場日時と、持参いただくものは、上の「2.申請受付確認(当館からの連絡)」の際にご案内します。お忘れになると交付できませんのでご留意ください。

🔷 旅券所持証明: 証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き (2026年1月8日(木)締め切り)

<u>こちら</u>を参照の上、必要書類一式を当館へ Email に添付して提出してください。(※Email の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例:「1月22日バトルクリーク会場」)

出張サービス会場で交付希望の方は、証明のオンライン申請を行わないでください。

【注意】申請者から提出いただく旅券と査証の写しは、当館で作成する証明の裏面に転写され、旅券所持証明の一部となります。判読し難いもの、また、旅券や査証の一部が写っていないものなど、受付けられません。当館 HP を必ず確認のうえ、原寸大で最新の写しであることを十分御確認をお願いします。

連絡先(担当)Email: shoumei@dt.mofa.go.jp TEL:313-567-0120 (内線 215)

2. 申請受付確認(当館からの連絡メール)

当館で申請を受け付けた旨 Email を申請者の方へ送信します。

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り (予約制)

来場日時と、持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認(当館からの連絡)」の際に御案内します。お忘れになると交付できませんので御留意ください。

【注意】 旅券所持証明を受け取ることができるのは、申請人本人と御家族のみとなります。

# ◇ 国外転出者向けマイナンバーカードの交付 (予約制)

現時点で、当館から「マイナンバーカード交付等の準備ができました」というタイトルの Email を受け取っている方で、当館にマイナンバーカードが届いている方のみに限ります。ご家族であっても代理受領は出来ませんので、必ず申請者全員が会場にご来場ください。

受け取りご希望の方は、下記の Email アドレスに次の情報をお知らせください。

- 1. 申請者のお名前
- 2. ご希望の日時

3. 受取に必要な書類について、<u>有効な日本旅券の原本と以下の中から1点</u>の何をお持ちいただけるか (現在お持ちのマイナンバーカード、本邦の運転免許、当地の運転免許、社員証、学生証、グリーンカー ド、学校名記載入り各種書類、外国旅券等)

連絡先(担当)Email: shoumei@dt.mofa.go.jp TEL: 313-567-0120 (内線 215)

※国外転出者用マイナンバーカードに関しまして、こちらもご参照ください。

※ご利用のメールサーバーの不具合や個人の設定により Email が受信出来ない場合、当館では責任を負いかねますので予めご了承ください。

# <mark>◇</mark> 在外選挙登録申請の受付<mark>(予約制)</mark>

2022 年 4 月 1 日より、遠隔地にお住まいの方には、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例 措置を行っています。事前に申請書類等を電子メールで当館に送付後、ビデオ通話を通じて本人確認及び事 前に送付された申請書類等の原本確認を行うことにより、当館に来館せず在外選挙人登録申請ができます。 なお、特例措置の利用が難しく出張サービスの際に申請手続きを希望の方は、下記の必要書類を Email に添 付してお送りください。

#### 1. 事前連絡

次の情報を当館まで Email にてお知らせください。

- (1) 「在外選挙人名簿登録申請書」
- (2) 日本国旅券(有効なもの)の写しコピー・米国の運転免許証の写しコピー
- (3) 現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類を1点 (在留届を3か月以上前に当館へ提出済みの場合は不要です)
  - 例:① 住宅賃貸契約書: 3か月以上前に契約していることが読み取れること。
    - ② 米国運転免許証: 現住所が記載されており、発行日から3か月が経過していること。
- (4) 同居家族による代理人申請を希望する方は、事前連絡の際にその旨をお知らせください。追加書類 を御案内します。

※海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービスで登録申請することは可能です。その場合は、申請書を当館で一旦お預かりし、3か月の居住要件を満たした後に、手続きを進めることになります。

連絡先(担当) Email: senkyo@dt.mofa.go.jp Tel: 313-567-0120 (内線 215)

2. 申請受付確認 (当館からの連絡メール)

当館で申請を受け付けた旨 Email を申請者の方へ送信します。

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

## 3. 領事出張サービス会場での本人確認

当日ご来場いただき、本人確認させていただいた後、後日、申請書をそれぞれの選挙管理委員会に送付し、お手続きします。在外選挙人証がお手元に届くまで、2,3か月かかります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。